

重要なお知らせ

(必ず保護者の方に渡してください)

高等学校等就学支援金制度

※令和4年11月時点の情報であり、今後変更となる場合がございます。

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担の軽減を図るため、国が授業料を支援する仕組みです。全国の約8割の生徒が支援を受けています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方が対象**です。

かつ、**次のいずれにも該当する方が対象となります**。

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円未満**の方（年収目安約910万円未満の方）

【算定式】 $\text{課税標準額（課税所得額）} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了していない方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）以内の方

2. 支給額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

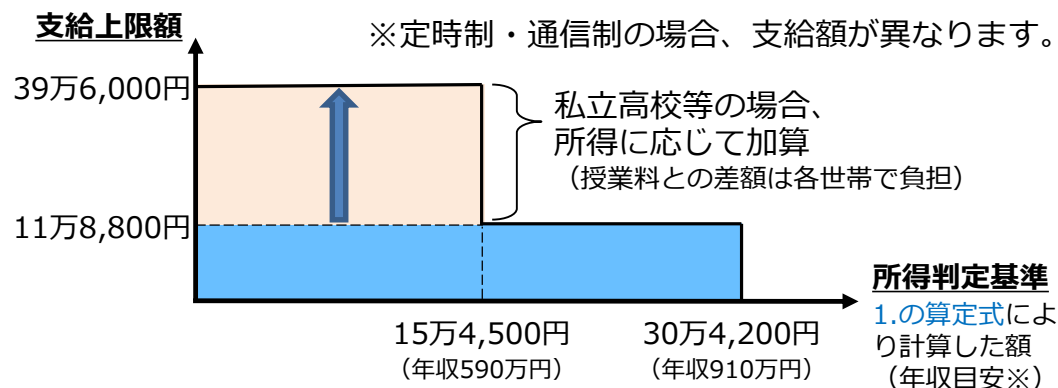
（公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額



具体的な手続などは裏面をご覧ください →

3. 申請

受給者全員
必要です！

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行ってください。
申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行います。申請を基に、山形県が受給資格の認定を行います。

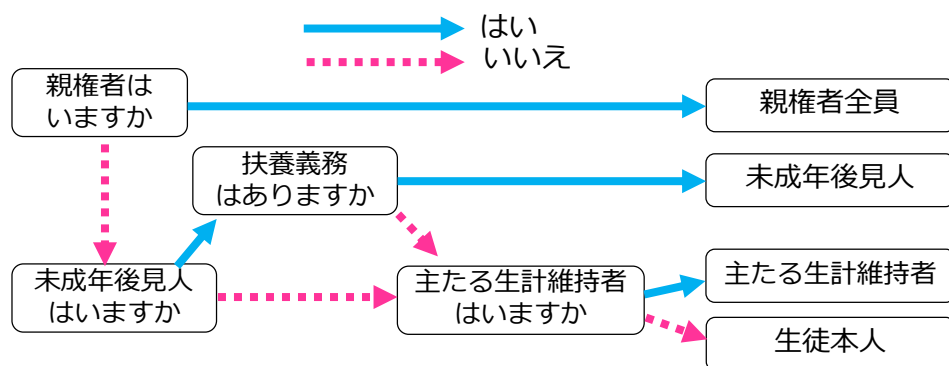
【必要な手続き及び書類】

- ①就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)による申請
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類
(マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票 等)

※ ②は原則、**親権者全員分**（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されます。山形県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。その際の詳しい手続きについては、学校を通してお知らせいたします。

どなたのマイナンバーの提出が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。

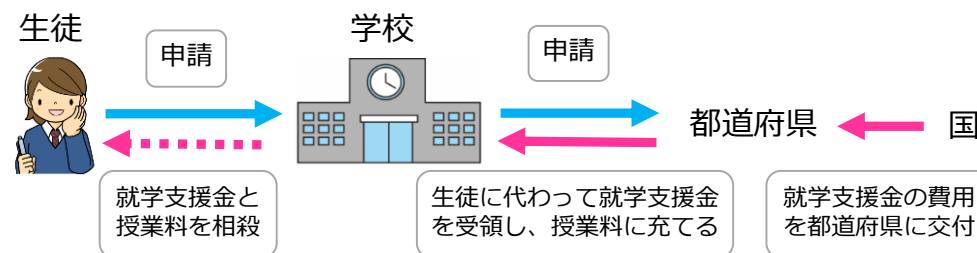
(例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

等

4. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（山形県、山形市、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**



5. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、**低所得世帯**に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、収入に応じた授業料減免があります。

6. 問い合わせ先

【就学支援金に関する 山形県 問合せ先】（平日8:30～17:15）

公立学校：山形県教育庁教育政策課 就学支援金担当

☎023-630-3395

私立学校：山形県総務部学事文書課 就学支援金担当

☎023-630-2191

【高校生等奨学給付金に関する 山形県 問合せ先】（平日8:30～17:15）

公立学校：山形県教育庁高校教育課 奨学のための給付金担当

☎023-630-2513

私立学校：山形県総務部学事文書課 奨学のための給付金担当

☎023-630-2191



文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm



高校生等への修学支援

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN